問合せ　役場都市計画課

あなたのお家は大丈夫？

～耐震診断・耐震改修費等補助制度のご案内～

古い住宅の耐震改修や危険なブロック塀等の撤去に対する補助制度があります。東海・東南海地震等の大規模地震の切迫性が指摘される今、町の制度を活用し、住宅の耐震化を図りましょう！

木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、無料で耐震診断を行います。また、前回の診断を平成25年度以前に行った住宅は、無料で再診断を行うことができます。

木造住宅耐震改修費等補助

耐震診断により「倒壊の可能性あり（判定値1.0未満）」と診断された木造住宅については、以下の補助制度が利用できます。

＜耐震改修＞

最大120万円（高齢者等世帯で非課税世帯は150万円）

＜段階的耐震改修＞

1段階目：最大60万円　2段階目：最大30万円

＜耐震シェルター・防災ベッド整備＞

最大15万円

（判定値が0.4以下で高齢者等世帯が耐震シェルターを整備する場合は最大30万円）

ブロック塀等撤去費補助

道路等の公共施設に面した、高さが１m以上のブロック塀等（ひび割れ等があり、危険なもの）の撤去工事費の一部を補助します。

対象となるブロック塀等の確認や補助金額等については、事前にご相談ください。

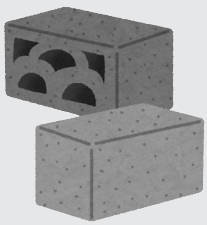

他にも、非木造住宅の耐震診断・改修費補助補助制度もあります。制度の詳細は、事前にご確認ください。